

東久留米市環境基本計画中間見直し パブリックコメントの結果について

- 意見提出方法 平成24年8月13日(月)～9月3日(月)
- 周知方法 『広報ひがしくるめ』(平成24年8月1日号)及び市ホームページに、パブリックコメント実施について掲載
- 公開方法 ①市ホームページに公開
②環境政策課(市役所5階)、市政情報コーナー(同2階)、市内各図書館に備え付け
- 意見提出者数 6名
- 意見件数 40件

【東久留米市環境基本計画中間見直し 検討の視点】

この度の東久留米市環境基本計画(以下、本計画)の中間見直しは、本計画が策定されてから5年以上が経過し、上位計画にあたる国や都の環境基本計画の改定や、東久留米市の第4次長期総合計画の策定、都市計画マスタープランの改定が行われたことなど、上位・関連計画の多くで見直しが行われたこと、またこの間に起こった社会情勢の変化等を計画に反映させることを目的に行っています。

そのため、今回見直しや修正を行った箇所は、基本的に本計画の残りの期間(平成27年度までの4年間)内に実現可能な内容を反映させるにとどめており、それ以上の長期的な視野に立って取り組むべき内容については、次の本計画改定の際に改めて検討するものとします。

東久留米市環境基本計画に寄せられたご意見(パブリックコメント)とその対応

該当箇所		意見書の要旨		意見書に対する市の考え方
	提案した計画	寄せられた意見 (パブリックコメント)	理 由	
基本目標 1	都市宣言した湧水と清流を保全し、水と緑と生き物を守り、育てるまち	「都市宣言した」は不要である	宣言していなければ保全しなくてよいのかということになる。(第一主義と第一義の違い)	今回の見直しにおいては、東久留米市らしさを前面に押し出したいと考えました。湧水・清流保全都市宣言を行ったことを、東久留米市の湧水と清流を保全するうえで非常に大きなトピックとして捉えており、市民、事業者へ広く周知していくことも含め、敢えてそのことを基本目標に出すことが重要と考えます。よって、提案した計画で進めていきます。
基本目標 2	地球環境対策に取り組む、安心して美しい、資源循環のまち	「地球環境対策に」→「くらし(又は生活)環境対策に」	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球(全国)規模」は国連、国の守備範囲。 ・「都道府県規模」は都道府県の守備範囲では。 ・「地域(日常の暮らし・生活空間)規模」は市町村の守備範囲ではないか。 	地球環境対策は、地球レベルで環境問題を指しており、守備範囲という概念はないと考えます。オゾン層の破壊、地球温暖化等の対策は、市民を含むすべての人々の問題であり、提案した計画で進めていきます。
個別目標 4	地球温暖化問題へ対応できるくらしをつくる	「地球温暖化問題」→「低炭素型社会」 「くらし」→「くらし(又は生活)環境をつくる」	<ul style="list-style-type: none"> ①地球温暖化そのものに、議論(異論)がある。 ・国連IPCCも「気候変動」と表現し、地球温暖化は極力使わないようにしている。 ②エネルギー・資源の少ない国、その多くを輸入に頼る我が国として、省エネ・省資源型(低炭素型)のまちづくりを。 ③くらしの表現は、個々人・一人一人の生活・くらしの意味が強く、そのくらしを環境基本計画がつくるのではなく、市民が住みやすい環境を整備することが、その役目ではないでしょうか。 	「個別目標」は、環境要素別に基本的な方向性を示したものであり、「低炭素社会」という表現も一案であると考えますが、より一般に浸透している表現を用いるべきと考え、「地球温暖化問題」という表現を採用しています。IPCCでも2007年の第4次報告書では「温暖化がおこっていると断定」としています。また、環境基本計画を皆で取組むということから「くらし」としており、「くらし(又は生活)環境をつくる」への変更は主として行政が進めるものという意味にとられる可能性もあると考え、提案した計画で進めていきます。
個別目標 6	健康で安心できるくらしをつくる	「くらしをつくる」→「くらし(又は生活)環境をつくる」	“くらし”という表現は、個々人・一人一人の生活・くらしの意味が強く、そのくらしを環境基本計画がつくるのではなく、市民が住みやすい環境を整備することが、その役目ではないか。	上記と同様の考え方です。

東久留米市環境基本計画中間見直しに寄せられたご意見(パブリックコメント)とその対応

該当箇所			意見書の要旨		意見書に対する市の考え方
施策の方向	施策の主体	提案した計画	寄せられた意見 (パブリックコメント)	理由	
個別目標1 ①湧水や清流の保全・回復	市	湧水地や河川の美化に努めます。	「湧水や河川の美化に努めます」 →「雨水幹線からゴミが流入しないよう、雨水排水へゴミを捨てないよう公告します。」		不法投棄・ポイ捨ての防止に関する取り組みは、個別目標5に記載されています。ご提案の内容についてはこの中で対応されるものと考えます。
		湧水地及び周辺環境の保全に努めます。	「周辺環境」 →「緑地」	このサイトに湧水地や河川の美化に努めるとありますが、美化は、主観的な言葉であり、自然環境の保全とされてはいかがでしょうか。この方向での美化であると考えます。また、湧水地周辺は、人工物ではなく、自然物、緑地主体の水源涵養の緑地が不可欠と考えます。 水とみどりが、この計画ではかならずしも一体になっていないようですが、湧水地と周辺緑地として、一体化して考える必要があると思います。 立野川周辺は、緑地公園、樹林地等、市有地化がすすんでいます。さらに、谷頭地や将来は周辺農地の市有地化と市民による保全活動が必要であると考えます。	「湧水地の周辺環境」の中には緑地も含まれるものと考えますが、ご提案の趣旨を踏まえ下記の通り表現を修正いたします。 ■修正案 湧水地及び、緑地等周辺環境の保全に努めます。
		黒目川、落合川等の河川における水量・水質調査を継続し、都や近隣市と連携して、水質汚濁の防止対策を進めます。	「黒目川、落合川等」 →「黒目川、落合川、立野川等」	平成の湧水百選選定では入っていませんでした立野川が、湧水都市宣言に明記されたことは、重要と考えております。 立野川は東久留米市が管理する普通河川で、谷頭をふくむ周辺の緑地の残る源流地域のある、市内唯一の河川です。源流域から、通年で湧水がみられます。	ご提案の趣旨を踏まえ下記の通り表現を修正いたします。 ■修正案 黒目川、落合川、立野川等の河川における水量・水質調査を継続し、都や近隣市と連携して、水質汚濁の防止対策を進めます。
			「蓋された河川(特に出水川・楊柳川)の蓋をとる。黒目川・落合川の旧河川を復活させる。消えたかつての水路を復活させる。」を追加する。		暗渠化された河川の復活については、将来的に市の水辺環境を考える上で大きな課題と考えますが、治水等総合的な検討が必要のため、今後の検討課題として整理いたします。

該当箇所			意見書の要旨		意見書に対する市の考え方
施策の方向	施策の主体	提案した計画	寄せられた意見 (パブリックコメント)	理由	
個別目標 1	①湧水や清流の 保全・回復	市民		「湧水・清流の基となる地下水の 水位の現状把握に協力しま す。」を追加する。	ご提案の地下水の水位の現状把握につ いては、困難であると考えます。下記の通り取 り組みを追加いたします。 ■追加案 井戸の水位の現状把握に協力します。
		事業者		「湧水・清流の基となる地下水の 水位の現状把握に協力しま す。」を追加する。	ご提案の地下水の水位の現状把握につ いては、困難であると考えます。下記の通り取 り組みを追加いたします。 ■追加案 井戸の水位の現状把握に協力します。
		市		「市民・事業者の協力を得ながら 湧水・清流の基となる地下水の 水位の現状把握を主導します。」 を追加する。	ご提案の地下水の水位の現状把握につ いては、困難であると考えます。下記の通り取 り組みを追加いたします。 ■追加案 市民・事業者の協力を得ながら井戸の水位 の現状把握を実施します。
	②水量の確保	市民	住居の建設時には、 雨水貯留・浸透施設 の設置に努めます。	「宅地内に降った雨水の貯留・ 浸透に努めます。そのための施 設の設置、砂利詰溝などの仕組 みを導入するよう努力します。」	雨水貯留・浸透施設の中にはご提案にある ような砂利詰溝も含まれると考えます。
		事業者	事業所における雨水 貯留・浸透施設の設 置に努めます。	「事業所敷地内に降った雨水の 貯留・浸透に努めます。そのた めの施設の設置、砂利詰溝など の仕組みを導入するよう努力し ます。」	雨水貯留・浸透施設の中にはご提案にある ような砂利詰溝も含まれると考えます。

該当箇所			意見書の要旨		意見書に対する市の考え方	
施策の方向	施策の主体	提案した計画	寄せられた意見 (パブリックコメント)	理由		
個別目標1	②水量の確保	市	宅地開発等の際には、雨水貯留・浸透施設の設置を促進します。	①「宅地・事業所敷地内に降った雨水の貯留・浸透のための施設の設置、砂利詰溝などの仕組みの導入を促進します。」 ②「宅地開発等」→「住宅または店舗・施設発」 ③「雨水貯蓄・浸透施設の設置」→「雨水の貯留・浸透する設備や舗装の敷設」		雨水貯留・浸透施設の中にはご提案にあるような砂利詰溝等も含まれると考えます。また、より雨水貯留・浸透施設の設置を促進する必要があるとの考えから、下記の通り表現を修正いたします。 ■修正案 雨水貯留・浸透施設の設置を促進します。
		市	樹林地や農地等を保全し、地下水の涵養を図ります。	文末に「特に重要度の高い区域は、公有地化を検討します。」を追加する。		個別目標2-①にて、樹林地の公有地化に関する取り組みが示されており、地下水の涵養は公有地化の目的の一つと捉えています。
				施策の方向③として「地下水の保全と管理」を追加する。 ＜各取り組み内容＞ ○地下水の水位・水質等 市民：協力する。 事業者：協力する。 市：地下水の水位・水質・流れ(みず道)等の調査は市が責任を持って継続的に実施する。 ○汚染対策・予防/揚水調整 市民：協力する。 事業者：協力する。市・(都)の指導に従う。法令遵守する。 市：地下水は公共の財産の観点から地下水の水収支、水質の管理、汚染の場合の即時の処置等		地下水の水位については「①湧水や清流の保全・回復」に取り組みを追加しました。水質調査については、今後の課題とさせていただきます。
③排水対策の推進	市	公共下水道の接続率(水洗化率)の向上のため、広報紙等を通じて普及促進します。	公共下水道の接続率(水洗化率)100%を目指し、未接続者へ直接協力を依頼します。		公共下水道の接続率100%は、市として目指すべき最終目標と考えます。よって、「…のため、未接続世帯に対する対応強化を図ります。」に変更いたします。	

	該当箇所			意見書の要旨		意見書に対する市の考え方
	施策の方向	施策の主体	提案した計画	寄せられた意見 (パブリックコメント)	理由	
個別目標2	①樹林地の保全	市	歴史的に保全されている緑や水等の環境と調和したまちづくりを進めます。	「歴史的文化的遺産の保全と緑や水辺等の環境との調和したまちづくりを進めます。」		樹林地の保全の取り組みとして、「歴史的に保全されている緑や水等の環境と調和したまちづくり」という表現が、より簡潔に取り組む内容を伝えられると考え、今回の中間見直しで表現を修正しています。
	②農地の保全	市	農地の維持・保全に努めます。	①「農地と、一体となっている雑木林・屋敷林そして並木等の維持・保全に努めます。」を追加する。 ②「近隣の新興住宅居住者には、農地の重要性の理解と協力を得られるよう努めます。」を追加する。		①のご提案については、現在策定中の緑の基本計画にて対応いたします。 ②のご提案については、農地の維持・保全に関する取り組みの中で行われていくものと考えます。
		市民	市民農園・体験型農園の利用、農業イベントや交流会の参加等、農業にふれあう機会を持ちます。	文末に「更に個別農家の農作業支援などの活動を行います。」を追加する。		市民による農作業支援活動については、生産者との綿密な事前調整が必要であり、取り組みの実施については今後の検討が必要と考えます。
	③公用地内の緑化の推進	市	公共施設においては、効果的で景観に配慮した植樹や緑化をすすめます。	①「公共施設」→「公共施設及びその駐車場」 ②「小中学校校庭や裸地公園の緑化を進めます。」を追加する。 ③「白山公園の湿性公園区域の整備計画を進めます。」を追加する。	駐車場も施設の一部ではありますが、施設というと箱モノばかり連想され、駐車場という面積的には大きなスペースが後回しにされそうな気がするので、敢えて記載する様、提案したものです。	①のご提案については、公共施設の駐車場も「公共施設」という用語の中に含まれると考えます。 ②のご提案については、ご提案の視点を含めた中での取り組みとしています。 ③のご提案について、白山公園は調整池を有しており、当面、現状暫定利用を継続する計画でいます。

該当箇所			意見書の要旨		意見書に対する市の考え方	
施策の方向	施策の主体	提案した計画	寄せられた意見 (パブリックコメント)	理由		
個別目標2	④緑のネットワークの構築	市	街路樹、遊歩道、緑道を整備し、緑のネットワーク化を図ります。	<p>「緑のネットワーク化」 →「在来の生き物が行き交うことのできる郷土樹種を主とした緑の回廊(ネットワーク)化」</p>	<p>環境基本計画の「緑を守り、育てる」目標で云う「緑のネットワーク」とは何か、定義がありません。</p> <p>守り育てるべきものは、東久留米の緑(=植物)と、これを基とする食物連鎖が成す生態系ではないでしょうか。</p> <p>ネットワークとはエコロジカルコリドー=地域植生で構成される回廊です(これは「日本をリードする議員のための政策塾」でも講義されています)。</p> <p>これを市民一般に正しく・解り易く、従来の文言に加えたのが提案の理由です。</p>	街路樹等の樹種を選定する際には、郷土の樹種に配慮することを含めた広い視点の取り組みとしています。

該当箇所			意見書の要旨		意見書に対する市の考え方
施策の方向	施策の主体	提案した計画	寄せられた意見 (パブリックコメント)	理由	
個別目標 3	市	生き物に配慮した河川改修、公園整備等に努めます。	「公園整備等」→「樹林地・公園の整備」		樹林地の整備について、「公園整備等」という用語に含まれるものと考えます。
	市	生き物に配慮し、水辺空間や雑木林、公園、街路樹、遊歩道等の緑のネットワーク化を図ります。	①「生き物に配慮し」→「生き物の移動空間として利用できるよう、」 ②「特に希少な生き物であるホトケドジョウ(魚)やツミ(鳥)が永続的に棲める自然環境を維持することを目標のひとつとして、保全に努めます。」を追加する。	【提案詳細】 市内で継続的に営巣・繁殖が観察されている希少な生き物として、清流に棲む魚のホトケドジョウや、樹林に棲む猛禽類(生態系の高次消費者)のツミの生息環境の維持を、水とみどりそれぞれの自然環境保全の指標のひとつとすることで、保全活動内容に具体性ができる。 【参考】 ▼ホトケドジョウ 環境省レッドリスト:絶滅危惧ⅠB類 東京都レッドリスト(北多摩):絶滅危惧ⅠA類+ⅠB類 ▼ツミ 東京都レッドリスト(北多摩):絶滅危惧ⅠA類	「生き物に配慮する」とは、移動空間の確保を含めた生息環境全般への配慮を行うことと考えます。特に希少な生き物に対しても、これら東久留米市における生き物の生息環境全体の中で位置づけられるべきものと考えます。
	市	市民・事業者等と連携して、生き物や生態系に関する実態把握に努めます。	「市民・事業者等と連携して、」→「市民・事業者・市民団体・有識者等と連携して、」		本計画の推進体制は、市民・事業者・市が相互に協働して環境活動を推進することとしており、この「市民」の定義の中には市民団体も含まれます。また有識者とは必要に応じて連携していくものと考えます。
個別目標 4	市	公共交通機関や自転車の利用促進に向けた呼びかけを行います。	文頭に「街道沿いの歩道や駐輪場を整備し、」を追加する。		歩道や駐輪場に関する内容は、都市計画マスタープランにて対応しています。
		新たな公共施設において、環境に配慮した計画を推進します。	「環境に配慮した」→「環境に配慮するとともに、エネルギーセキュリティの確保された」		「エネルギーセキュリティ」という言葉は、まだ一般的に使用されている用語ではないと考え、「環境に配慮した」といたしました。

該当箇所			意見書の要旨		意見書に対する市の考え方	
施策の方向	施策の主体	提案した計画	寄せられた意見 (パブリックコメント)	理由		
個別目標4	①省資源・省エネルギーの推進	市	公共交通機関の充実を要請します。	①「公共交通機関」 →「コミュニティバスなど公共交通機関」 ②「要請します。」→「努めます。」		この取り組みは、民間へ要請を行っていき、利用を促進し、省資源・省エネルギーを推進していくものです。
	②再生可能エネルギー等の利用促進			「再生可能エネルギー等」 →「環境配慮型機器等」	地球温暖化に対応する技術開発は日進月歩であり、原案でも等の記載がありますが、より広義な解釈ができるよう提案するものです。	現状、「再生可能エネルギー」が最も広く一般的に使用されている用語と考え、今回の見直しでもそのように用語の修正を行っています。
個別目標5	②リサイクル対策の推進	市民		<施策の方向>「リサイクル対策の推進」→「3R(リデュース・リユース・リサイクル)対策の推進」 「不要となった製品の、リユース・リサイクルに協力します。」を追加する。		3Rの考え方は重要なものと考えますが、「3R」とすると範囲が広がるため、提案した計画と内容が合致しなくなるため、現行通りといたします。
		事業者		「取り扱い製品の、リユース・リサイクルを推進します。」を追加する。		
	③不法投棄・ポイ捨ての防止	市		「不法投棄は所有者に引き取らせるなど、断固とした措置をとります。」を追加する。 「ポイ捨てゴミが雨水排水を經由して川に流れ出る仕組みを広報し、市の象徴である清流を汚さぬよう、ポイ捨て禁止を普及広報します。」を追加する。		不法投棄の防止には、個人の意識啓発が最も重要と考えており、その取り組みの強化が必要と考えます。 ご提案の趣旨を踏まえ下記の通り取り組みを追加いたします。 ■追加案 ポイ捨てゴミが雨水排水を經由して川に流れ出る仕組みを広報し、ポイ捨て禁止を普及広報します。
個別目標6	①固定発生源対策の推進	全体		抽象的な表現が多く、読みづらい。抽象的な表現が多く、一般市民・若齢層には読み辛いのではないかと。除草剤や化学肥料、農薬など具体的表現を加えて欲しい。		除草剤や化学肥料、農薬等に含まれる有害化学物質が課題と捉えており、これらの薬剤の使用量の削減に関する取り組みと合わせ、有害化学物質そのものに対する取り組みが重要と考えます。

該当箇所			意見書の要旨		意見書に対する市の考え方	
施策の方向	施策の主体	提案した計画	寄せられた意見 (パブリックコメント)	理由		
個別目標6	④自動車公害対策の推進	市	都の推奨するエコドライブの推進を呼びかけます。	市民に計画を普及する観点から「都の推奨するエコドライブ」の内容を説明する必要がある。		用語集にてエコドライブに関する説明を追加いたします。
			公共交通機関の充実を要請します。	①「公共交通機関」 →「コミュニティバスなど公共交通機関」 ②「要請します。」→「努めます。」		この取り組みは、民間へ要請を行っていき、利用を促進し、省資源・省エネルギーを推進していくものです。
個別目標7	②学校・職場での環境教育	市	学校において、市内の自然環境を、体験学習などに利用できるように整備し、環境教育、環境学習を推進します。	①「体験学習などを利用できるように整備し、」 →「体験学習できるように、有識者の紹介やピトーブ整備等を支援し、」 ②「事業者・団体等と協働して」を追加する。		ご提案の趣旨を踏まえ、下記の通り表現を修正いたします。 ■修正案 学校において、市内の自然環境を、体験学習などに利用できるように体制を整備し、環境教育、環境学習を市民・事業者と協働して推進します。
					④環境活動の推進項目 市の取り組み欄では、あえて市民・事業者の文言が入っており強い意志の表れを感じます。同様に提案箇所においても事業者・団体等が市に働きかけやすいよう提案するものです。	上記の通りご提案内容を反映しています。

<その他のご意見>

- ① 市民による保全活動には、変動する自然環境及びそれに対する保全活動の実際の記録調査の保管と利用が必要であり、郷土資料室に、ぜひ自然分野の資料室を設けられることが必要と考えます。
将来的には、東久留米市立自然と文化の博物館を目標に入れていただけましたら、教育機関による環境教育、市民による環境教育、環境保全活動のすべてにおいて、非常なる発展をみると考えます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ② 環境のまちづくりは都市計画、交通政策、市民協働などと総合的かつ融合的、創造的に考える必要がある。緑のネットワーク、自動車公害対策、樹林地の保全、農地の保全、も都市計画の策定で決まる。自動車公害対策も市・都の交通政策で決まる。まず、環境都市(湧水宣言都市)を謳うならば鎌倉市のように、市内中心部には居住者を除いて車の侵入を禁止することから始めなくてはならない。それで十分観光都市鎌倉で売り出している。それで初めてここに書いてある環境の保全がやっとなのである。独逸のフライブルク市は欧州の環境首都と称される。(投票で決まった。)東久留米市も日本の環境首都とまではいなくてもせめて環境都市宣言できるように環境を整えたいものである。
具体的に提案する。(「これが東久留米市の環境都市だ」が添付されていましたが、ここでは掲載を省略させていただきます)
○東久留米市を環境都市、観光都市として売り出すためには、水と緑が最大の目玉である。これは言わなくても分かることであるが、西武鉄道が催す各種イベントの一つで東久留米の湧水寺社・神社めぐりなどは最低でも4000人の人が押しかける。10時から14時ごろまで人の波が切れない。市が民間と協力して観光事業として立ち上げ、その上がりで観光・環境の整備をする。そのためにも、市として「水と緑」に最大の重点目標を置き、その対策を講ずる。
○地下水は市の公共の財産であるから資源として認識しその水循環・水収支の管理を厳重に管理する。
○これらの政策を実効あらしめるために現在の市の湧水条例・緑条例等は現時点での情勢に適応しているか再点検が必要である。早急に各有識者・市民・市議会議員・市職員等で構成される委員会で検討し実効ある条例を再上程することが必要である。

<その他のご意見とその取扱い>

ご意見をお寄せいただきありがとうございます。今回の【東久留米市環境基本計画(中間見直し)検討の視点】からは外れると考えますので、ここでは紹介だけにとどめ、参考のご意見として取り扱わせていただきます。

パブリックコメントの詳細は、環境政策課まで
☎ 042-470-7753